補 足 資 料

都市計画税の概要

課税主体	都市計画区域を有する市町村 (課税市町村数675団体) ※ 都市計画事業等に充当するための任意の目的税			
課税客体	原則として市街化区域内の土地及び家屋 (土地:4,133万筆、家屋:2,998万棟)			
納税義務者	土地又は家屋の所有者 (土地:1,928万人、家屋:2,347万人)			
課税標準	土地又は家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格			
税率	制限税率 O. 3%			
税収	1兆2,248億円(平成20年度決算見込額)			

[※]税収以外のデータは、平成20年度実績。

事業所税の概要

都市環境の整備及び改善に関する事業に要する費用に充てるための目的税

課税団体	人口30万以上の都市等					
課税客体	事務所・事業所において行う事業					
納税義務者	事業を行う者					
課税標準	区分	課税標準	税率	免税点		
	資産割	事業所床面積	600円/m²	1, 000 m ²		
	従業者割	従業者給与総額	0. 25%	100人		
税収	税 収 3,227億円(平成20年度決算見込額)					